

2013年1月1日

日本教育政策学会年報の CiNii への登載に係る著作権利用の許諾のお願い (公示)

日本教育政策学会
会長 三上 昭彦

本学会は 1993 年に設立され、以来毎年刊行してまいりました『日本教育政策学会年報』はすでに 19 号を数えております。その間、会員各位の真摯な研究活動に支えられ、本年報は教育政策研究に関する学術誌として確固たる地位を確立してきましたことを会員各位とともに自負し、また喜びたいと思っております。

さて、すでに学会ニューズレターでも度々ご案内してまいりました通り、近年学術誌の CiNii（国立情報学研究所論文の情報ナビゲータ、**Citation Information by National Institute of Informatics**）への登載が広く行われていることを踏まえ、本学会常任理事会では本学会年報の CiNii への登載につきまして、会員からの意見を求めながら議論を重ねてきました。常任理事会では、「刊行後 1 年を経過したバックナンバーを含むすべての号につき、年報の全部を CiNii に登載する」という基本指針案を作成し、理事会での協議を経て、2012 年 7 月 7 日の総会において CiNii への登載にむけて必要な手続きを始めることについて承認を得ました。なおこれに関連して、第 1 号から第 6 号までの出版元である八千代出版、第 7 号以降の出版元である八月書館からはこの件についてすでに了解をいただいております。

つきましては、本学会年報（創刊号から 19 号までのすべてのページ）について、CiNii への登載とその利用（インターネットを通じた閲覧、ダウンロード、プリントアウト）のために必要な最小限の範囲での著作権の利用に関する著作権者各位からの本学会に対する許諾を一括して求めるため、本状をもって公示といたします。

本学会年報に掲載されている論文等について著作権を有する方で、上記の許諾を本学会に対して与えることに異議のある方は、2013 年 5 月 31 日までに、書面で本学会事務局までお知らせ下さい。上記期日までに異議の届け出がなされなかった場合は、本件に関する許諾をいただけたものとして取り扱うことといたします。ただし、期日後に異議の申し出があった場合には、その時点で当該部分の登載を取りやめることといたします。

なお、上記基本指針のほか、登載に関わって以下の点についてもご了解をお願いいたします。

- 1) CiNii への登載に関わって著作権者への対価の支払いはありません。また、CiNii への登載に際しては、利用者に対する料金は無料といたします。
- 2) CiNii 以外の公益的なインターネット上のサイトへ今後登載する場合についても、同様に著作権利用の許諾をいただけたものとさせていただきます。
- 3) いわゆる機関リポジトリへの論文等の登載につきましては、すでに刊行後 1 年を経過したものにつき、本学会の許諾を求めることなく可能としておりますことを念のため申し添えます。
- 4) また、第 20 号（2013 年 7 月刊行予定）以降の刊行分につきましても、同様に CiNii 登載の方針でありますことを参考までに申し添えます。

本件公示につきましては、関係するお近くの会員各位、かつて本学会の会員で年報に論文等を掲載されている方等がおられましたらその方々、等々に広くお知らせいただけますよう、お願い申し上げます。

(以上)